

## 2級FP技能士／AFP試験対策

### 何が変わった！？2013年

### 改正ポイント かんたん解説 Book

・2013年・12年の改正を中心に

FP試験のポイント厳選！

・らくらく得点力アップ！

1級ファイナンシャルプランニング技能士  
CFP認定者  
星野直輝

「何が変わった!? 2013年 改正ポイント かんたん解説 Book」は、平成20年～平成25年の改正項目のうち、FP試験に取り上げられそうな改正点に、焦点を絞り、解説したFP試験対策用の解説書です。したがって、すべての法改正を網羅するものではありませんし、FP試験対策としての情報提供を目的とするもので、法的な判断をくだすものではありません。ご注意ください。

## 掲載項目

### 金融

① CI（コンポジットインデックス）とDI（ディフュージョンインデックス）	1
② マネーストック統計	1
③ 株券の電子化とは?	3
④ 個人国債3年もの	5
⑤ 個人向国債10年物 金利の決定方式の変更	6
⑥ 個人向国債5年もの 中途換金禁止期間および中途換金額計算式の変更	6
⑦ 日本取引所グループの設立	7
⑧ 証券税制の改正ポイント	8
⑨ 信託報酬・特別分配金の名称変更	9
⑩ FX（外国為替証拠金取引）に対する課税の変更	9

### 不動産

① 借地借家法の改正点	10
② 住宅瑕疵担保履行法	10
③ 平成23年 居住用財産等に関する税制改正ポイント	11
④ 長期優良住宅に対する優遇措置	12
⑤ 居住用財産にかかる買い換え特例 譲渡資産の価額要件の変更	14

### タックスプランニング

① 扶養控除に対する改正	15
② 医療費控除に関する改正 特定健診・特定保健指導の扱い	15
③ 電子申告について	15

④ 新生命保険料控除、新個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の新設	16
⑤ 寄付金控除の改正	18
⑥ 更正の請求期間の変更	18
⑦ 退職所得に関する改正	18
⑧ 法人税の改正	19
⑨ 消費税の納税義務者の変更	20
<b>リスク管理</b>	
① 保険法の施行	21
② 年金型保険の税務の取り扱いの変更	25
<b>相続事業承継</b>	
① 小規模宅地等の減額特例 おさえておきたい改正ポイント！	26
② 住宅取得資金にかかる相続時精算課税制度の特例	27
③ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度	28
④ 純資産価額方式における法人税率等の合計割合の変更	29
⑤ 取引相場のない株式の納税猶予制度	30
⑥ 経営承継円滑化法による民法特例	33
⑦ 相続税における障害者控除の年齢上限の変更	35
⑧ 教育資金の一括贈与の非課税制度の創設	35
<b>パーソナルプランニング</b>	
① 国民生活金融公庫の統合	37
② 財形教育融資の廃止	37
③ 財形住宅融資 融資率上限の引き上げ	37
④ 奨学金制度 所得連動返還型無利子奨学金制度の創設	37
⑤ フラット35（買取型）の利用条件の変更	38
⑥ 国民年金保険料および各年金制度の主な変更点	39
⑦ 年金の計算式の変更	41
⑧ ねんきん定期便とは？	42
⑨ 平成23年 在職老齢年金の支給停止基準額の変更	43

⑩	障害年金の改正	-----	45
⑪	健康保険の改正点	-----	46
⑫	高額医療・高額介護合算制度の新設	-----	47
⑬	平成21年・22年 雇用保険制度の主な改正	-----	48
⑭	平成23年8月以降の雇用保険 再就職手当	-----	49
⑮	雇用保険 育児休業給付金の改正	-----	50
⑯	国民年金基金 加入対象者拡大	-----	50
⑰	確定拠出年金制度 企業型 今後の改正予定	-----	51
⑱	中小企業退職金共済と小規模企業共済の改正	-----	51

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用・再頒布等を行うことを固く禁じます。

### ③ 居住用財産等に関する税制改正ポイント

平成25年居住分（原則として、平成26年3月居住分まで適用）

年末ローン残高の限度額 = 2000万円  
 （長期優良住宅に該当する場合は3000万円）

10年間の最高控除額=200万円（長期優良住宅に該当する場合は300万円）

1年目から10年目	年末ローン残高（最高2000万円まで、長期優良住宅に該当する場合は3000万円）×1%
-----------	---

・改正により、平成21年から、所得税から控除しきれなかった金額があるときには、翌年度の個人住民税より一定金額（所得税の課税所得金額に5%を乗じた額、最大9.75万円まで、平成26年4月以降は、課税所得金額に7%を乗じた額、最大13.65万円まで）が控除できることになりました。

原則として、平成26年4月居住分以降に適用される住宅ローン控除

年末ローン残高の限度額 = 4000万円  
 （長期優良住宅に該当する場合は5000万円）

10年間の最高控除額=400万円（長期優良住宅に該当する場合は500万円）

1年目から10年目	年末ローン残高（最高4000万円まで、長期優良住宅に該当する場合は5000万円）×1%
-----------	---

※ 平成26年4月居住分以降の金額は、消費税の増税に伴う措置ですから、一般の住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合の控除額です。消費税率が、これ以外の場合の借入限度額は2000万円（長期優良住宅の場合は3000万円）となります。